

千葉県告示第867号

道路の区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、令和5年10月17日から2週間一般の縦覧に供します。

令和5年10月17日

千葉市長 神谷俊一

1 道路の種類 市道

2 路線名及び道路の区域

路線名	変更の区間	変更の 前後別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
浜野町85号線	中央区浜野町7番3から 中央区浜野町109番3まで	前	5.50 ～5.51	24.6
		後	4.82 ～5.73	